

「学校いじめ防止基本方針」

新潟県立村上特別支援学校

1 基本的な考え方について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本県においても、いじめの認知件数は年々増加し重大事態も発生している。これは通常学校だけのことではなく、特別支援学校においても同様のことと認識を新たにしておくてはならない。これまで対人関係の未熟さからくるトラブルとして対応していたケースにおいても、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ考えていく必要がある。

しかしながら、特別支援学校においては以下のことに留意する必要がある。

いじめ防止対策推進法の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒の心情を基に定義されているので、子ども同士の喧嘩や口論、悪ふざけ、不適切なコミュニケーション等のすべてが「いじめ」に該当する可能性がある。特別支援学校においては、対人関係の未熟さや言語の理解不足からくる誤解、他人の気持ちを推察することの不得手さ、感覚過敏など外的刺激、フラッシュバックによる衝動的な行動など、障害や環境、生育歴などに起因とする行動上のトラブルも少なからず発生している。

こうした行為のすべてが「いじめ」に該当することになれば、児童生徒が伸び伸びと活発に生活する姿が失われることにつながる心配がある。特別支援学校においては、このような一つ一つの行為や経験を通して、対人関係や社会性の基礎を少しずつ学んでいることが多く、その経過自体が重要な教育活動となる場合もある。

いじめ防止対策推進法が「いじめ」について広義の定義付けをしているのは、学校においていじめの疑いのある事象が発生した段階で、その事象を見逃さず、その存在を明確に認識し、小さな事象が大きな事象へと変化しないよう注意深く経過観察をしていくことを目的としているからである。

このようなことから、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる問題」という認識をもち、全教職員が「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という信念を共有し、「いじめ」を受けた児童生徒の心情に寄添うことを大前提としていく。その上で、その事象について多面的に詳細を分析し、児童生徒の成長・発達という観点に基づいて適切に対応し、良好な人間関係を形成する力を身に付けることができるよう全力で支援していく。

そこで、新潟県立村上特別支援学校いじめ防止基本方針を一部改定し、学校、家庭、関係機関、地域等で連携し、いじめ見逃し^{ゼロ}を目指しつつ、いじめの未然防止と早期発見、即時対応に全校体制で組織的に取り組む。

2 いじめの防止等の対策のための組織について

(1) 組織の設置

法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、「いじめをはじめとする問題行動対策委員会（以下、いじめ対策委員会）」を設置する。「いじめ対策委員会」は、ケースに応じて、即時的に情報共有、対応検討する緊急委員会、より組織的に協議、検討する通常委員会、特設委員会で開催する。なお、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の参加・協力を得る。

<緊急委員会>

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、該当学部主事、学級担任

<通常委員会>

緊急委員会のメンバーの他に
養護教諭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
ケースに応じて、寮務主任、寄宿舎指導員

<特設委員会>

通常委員会のメンバーの他に
当該学年の主任、外部支援者等

(2) いじめが疑われる事案を発見した際の情報伝達経路

ア 重大度 1（命に関わることや不登校に発展の可能性がある）

発見・対応した職員 → 教頭・校長

イ 重大度 2（物損、身体への負傷あり）

発見・対応した職員 → 生徒指導主事 → 教頭・校長

ウ 重大度 3（疑い、物損や身体への負傷なし）

発見・対応した職員 → 学級担任・学年主任・寄宿舎棟主任

↓

教頭・校長 ← 生徒指導主事 ← 学部主事・寮務主任

※情報が教頭・校長まで伝達されたら、管理職の指示のもと、いじめ対策委員会を開催する。

3 いじめ対策委員会の役割

- (1) いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境を構築する（いじめの防止）。
- (2) 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心となる（いじめの防止）。
- (3) いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる（いじめの早期発見）。
- (4) いじめの疑いに関する情報があつたときには、いじめ対策委員会（通常ま

たは特設)を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う(いじめの早期発見、認知判断)。

- (5) 対象の児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する(いじめへの対応)。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

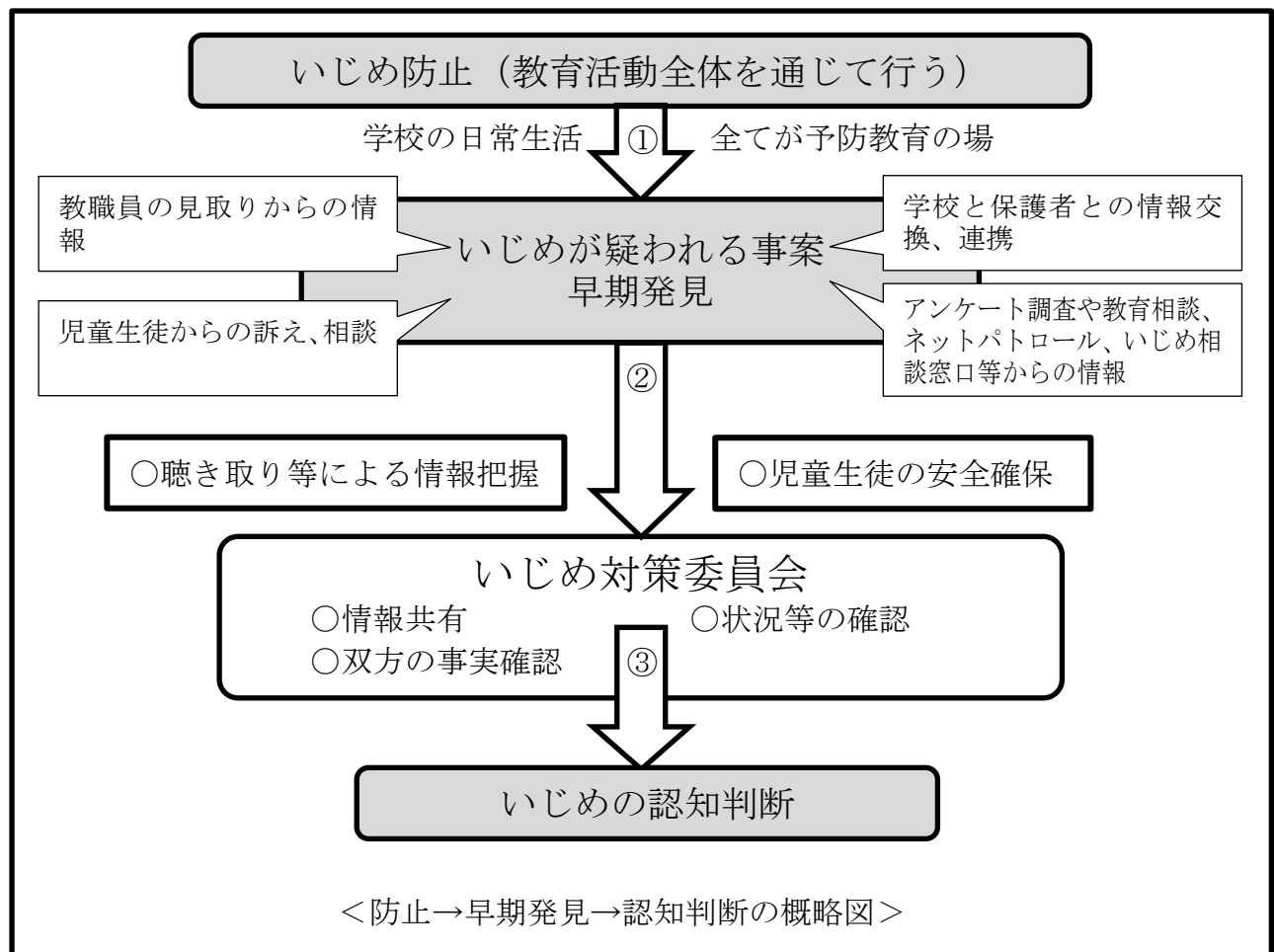
- ア 児童生徒の情緒の安定や思いやりの心などが適切な人間関係を構築し、いじめの防止等につながることを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- ウ 当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者や関係機関等との連携を行う。
- エ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導や支援の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- ア 日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、情報収集に当たる。
- イ 児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒の思いに寄添い、学校の教職員等が迅速に対応する。
- ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- エ アンケート調査や教育相談の実施、ネットパトロール等からの情報により、いじめの実態把握に取り組む。
- オ 校内及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

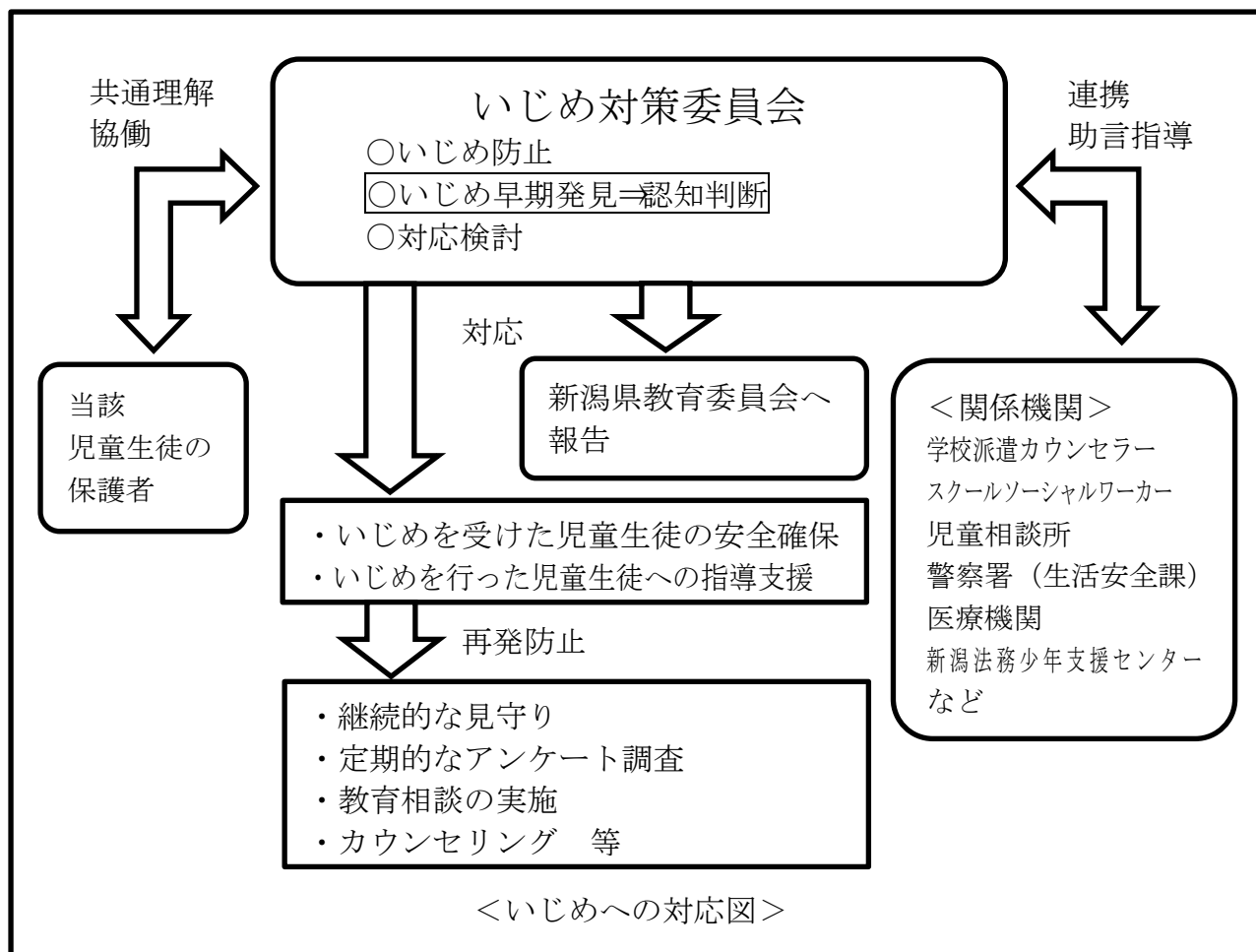
(3) いじめの認知判断

- ア いじめの疑いを発見し、または通報を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会を開催し情報共有を行い、組織的に対応する。
- イ 関係の児童生徒双方の事実を確認するために、聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ウ いじめの認知判断は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」であるいじめ対策委員会において判断する。



（４）いじめへの対応

- ア いじめを受けた児童生徒の生命・心身の安全確保を最優先に考える。
- イ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ウ 当該児童生徒の保護者への連絡を丁寧に行い、保護者の要望・意見を十分に聴き取り思いに寄添い、保護者の共通理解と協働の上で、児童生徒の障害特性に合わせて指導・支援策を講じ実施する。
- エ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは相手の人格を傷付け、生命をも脅かす行為であることに気付かせる。また、自らの行為の重大さを十分に自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達を支援する。
- オ いじめの認知を県教育委員会に報告し、教職員全員の共通理解、保護者との協働、関係機関・専門機関の連携・助言指導の下、適切な対応を行い、いじめ問題の解決を図る。
- カ いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該児童生徒の継続的な見守り、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、再発防止に努める。



5 重大事態への対応について

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等、児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立て

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、その旨を県教育委員会に報告する。

(3) 学校を調査主体とした場合の重大事態の調査

- ア 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を県教育委員会に報告する。
- イ 基本調査に当たっては、以下の事項を留意する。
- ・重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ障害特性や家庭環境などの背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り幅広く調査し、明確にする。
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して行う。
 - ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同じような事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

(4) 児童生徒への対応

- ア いじめを受けた児童生徒への対応
- ・聴き取りが可能な場合、事情や心情を十分に聴き取り、継続的な心のケアと学習支援等により、安心できる環境を整えて、学校生活への適応を支援する。
 - ・聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に伺い、心情に配慮した対応に努める。
- イ いじめを行った児童生徒への対応
- ・保護者の協力を得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄添いながら事実を正確に把握した上でいじめは絶対にいけないということに気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- ウ 当該児童生徒以外の児童生徒への対応
- ・児童生徒の言動や心情の変化を察知するため、日常生活の見取りの強化とともに、必要に応じて面談を行ったり、保護者から情報を得たりする。また、気持ちに大きな落ち込みや不安定な様子が見られた場合は、直に学校派遣カウンセラーや医療機関等の関係機関の協力を要請して心のケアに努める。